

岩手大学経営企画本部要項

平成 28 年 3 月 7 日 学長裁定

令和 2 年 3 月 25 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 本学における経営戦略立案に関して、全学的観点から企画・調整し、以て学長の円滑な大学運営に資するため、学長の下に経営企画本部を置く。

(組織)

第 2 条 経営企画本部は、次に掲げる者をもって組織する。

一 企画及び評価を担当する理事

二 本学の教職員のうち、学長が指名する者 若干名

2 前項の学長が指名する教職員については、当該教職員が所属する部局等の長の同意を得るものとする。

(本部長)

第 3 条 経営企画本部に本部長を置き、企画及び評価を担当する理事をもって充てる。

2 本部長は、学長の指示に基づき、経営企画本部の業務及び運営を統括する。

(副本部長)

第 4 条 経営企画本部に副本部長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の業務を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(プロジェクトチーム)

第 5 条 経営企画本部の下に、特定の課題について専門的な調査、企画立案を行うため、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置く。

2 PT の構成員は、本部長が推薦し、学長が任命する。なお、任命に当たっては、当該教職員の所属する部局等の長の同意を得るものとする。

(庶務)

第 6 条 経営企画本部の庶務は、戦略企画・評価分析室において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、経営企画本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。